

○平成 28 年児童福祉法等改正のポイント

(平成 28 年 6 月 3 日公布、順次施行)

項 目	改 正 内 容	施行日
<p>I 児童福祉法の理念の明確化等</p> <p>1 児童の福祉を保障するための原理の明確化</p>	<p>以下の内容を児童福祉法第 1 条及び第 2 条に規定する。なお、これらは、「児童の福祉を保障するための原理」であり、児童に関する全ての法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない（児童福祉法第 3 条）。</p> <p>① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する（同法第 1 条）。</p> <p>② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める（同法第 2 条第 1 項）。</p> <p>③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う（同法第 2 条第 2 項）。</p> <p>④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（同法第 2 条第 3 項）。</p>	<p>公布日</p>
<p>2 家庭と同様の環境における養育の推進</p>	<p>以下の内容を児童福祉法第 3 条の 2 に規定する。</p> <p>① 国及び地方公共団体は、児童が「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとする。（児童福祉法第 3 条の 2）</p> <p>② ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的</p>	<p>公布日</p>

<p>3 市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化</p>	<p>に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとする。（同法第3条の2）</p> <p>なお、「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。</p> <p>以下の内容を児童福祉法第3条の3に規定する。</p> <p>① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととする（児童福祉法第3条の3第1項）。例えば、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図る。</p> <p>② 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととする（同法第3条の3第2項）。例えば、一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等を行う。</p> <p>③ 国は、市町村及び都道府県の行う業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供等の必要な各般の措置を講ずることとする（同法第3条の3第3項）。例えば、市町村及び都道府県における体制等について、あるべき水準を明確にし、これを達成するための方策を具体化するなどにより、児童の福祉に関する支援の</p>	<p>公布日</p>
-------------------------------	---	------------

<p>4 国による要保護児童に係る調査研究の推進</p>	<p>質の均てん化を図る。</p> <p>国は、要保護児童の健全な育成に資する調査研究を推進することとする（児童福祉法第 33 条の 9 の 2）。</p>	<p>公布日</p>
<p>5 しつけを名目とした児童虐待の禁止</p>	<p>児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記する。（児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第 14 条）</p>	<p>公布日</p>
<p>II 児童虐待の発生予防</p>		
<p>1 子育て世代包括支援センターの法定化</p>	<p>市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター」（※）を設置するように努めなければならないこととする（母子保健法第 22 条）。</p> <p>（※）法律上の名称は「母子健康包括支援センター」</p>	<p>H29.4.1</p>
<p>2 支援を要する妊婦等に関する情報提供</p>	<p>児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、その旨を市町村に情報提供するよう努めることとする（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項）。</p> <p>また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない（同条第 2 項）。</p> <p>なお、歯科医師については、法案の国会審議において議論があったところであるが、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、現行の虐待防止法第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同</p>	<p>H28.10.1</p>

<p>3 母子保健施策を通じた虐待予防等</p>	<p>様、改正後の児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項における「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事 する者」に含まれる。</p> <p>国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとする（母子保健法第 5 条第 2 項）。</p>	<p>公布日</p>
<p>Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応</p>		
<p>1 市町村における支援拠点の整備</p>	<p>市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとする（児童福祉法第 10 条の 2）。</p>	<p>H29.4.1</p>
<p>2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化</p>	<p>①市町村の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこととする（児童福祉法第 25 条の 2 第 6 項）。</p> <p>②調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第 25 条の 2 第 8 項）。</p>	<p>H29.4.1</p>
<p>3 児童相談所設置自治体の拡大</p>	<p>政令で定める特別区は児童相談所を設置することとする（児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項）。</p>	<p>H29.4.1</p>
<p>4 児童相談所の体制強化</p>	<p>① 児童相談所に、心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として児童心理司を配置し、その要件は、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等とする（児童福祉法第 12 条の 3 第 6 項第 1 号）。</p> <p>② 児童相談所に、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として医師又は保健師を配置する（同法第 12 条の 3 第 6 項第 2 号）。</p>	<p>① ～⑥ H28.10.1</p>

	<p>③ 児童相談所に、他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、その要件は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者とする（同法第13条第5項）。</p> <p>④ 都道府県は、児童相談所における弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うこととする（同法第12条第3項）。</p> <p>⑤ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとする（同法第13条第2項）。</p> <p>⑥ スーパーバイザーの数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めることとする（同法第13条第6項）。</p> <p>⑦ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者であることとする（同法第13条第3項第5号）。</p> <p>⑧ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第13条第8項）。</p>	<p>⑦～⑧ H29.4.1</p>
<p>5 一時保護の目的の明確化</p>	<p>一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の状況を把握するために行うものであることを明確化する（児童福祉法第33条）。</p>	<p>公布日</p>
<p>6 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置</p>	<p>児童相談所長は、通告等を受けた児童・保護者に対し、通所又は在宅において指導し、又は市町村等に委託して指導させることができることとする（児童福祉法第26条第1項第2号）。</p>	<p>公布日</p>
<p>7 児童相談所から市町村への事案送致等</p>	<p>① 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認めると認める者（施設入所等の措置を要すると認める者を除く。）を市町村</p>	<p>H29.4.1</p>

<p>8 臨検・捜索手続の簡素化</p>	<p>に送致することとする（児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号関係）。</p> <p>② 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市町村の長に通知することとする（児童福祉法第 26 条第 1 項第 8 号関係）。</p> <p>都道府県知事が児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童虐待が行われている疑いのある児童の住所等に臨検させ、又は当該児童を捜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件としないこととする（虐待防止法第 9 条の 3）。</p>	<p>H28.10.1</p>
<p>9 関係機関等による調査協力</p>	<p>病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとする（虐待防止法第 13 条の 4）。これにより、これらの機関等は、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなる。</p> <p>なお、歯科医師については、改正後の児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項と同様、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。</p>	<p>H28.10.1</p>
<p>IV 被虐待児童の自立支援</p> <p>1 親子関係再構築支援</p>	<p>① 乳児院等の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の</p>	<p>H28.10.1</p>

	<p>再統合のための支援等を行うこととする（児童福祉法第 48 条の 3）。</p> <p>② 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間団体に委託することができることとする（虐待防止法第 13 条）。</p> <p>③ 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととする（同法第 13 条の 2）。</p>	
2 里親委託の推進	<p>里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする（児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号へ）</p>	H29.4.1
3 養子縁組に関する相談・支援	<p>児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする（児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ト）。</p>	H29.4.1
4 養子縁組里親の法定化	<p>① 養子縁組里親について、都道府県知事が行う研修を修了し養子縁組によって養親となること等を希望する者のうち養子縁組里親名簿に登録されたものこととする（第 6 条の 4 第 2 号）。</p> <p>② 都道府県は、養子縁組里親名簿を作成し、養子縁組里親の欠格要件等を設ける（第 34 条の 19 から第 34 条の 21 まで）。</p>	H29.4.1

<p>5 18 歳以上の者に対する支援の継続</p>	<p>① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童について、20 歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとする（児童福祉法第 33 条第 6 項）。</p> <p>② 児童相談所長は、18 歳以上 20 歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの等について、一時保護を行うことができることとする（同法第 33 条第 8 項）。</p> <p>③ 都道府県は、18 歳以上 20 歳未満の者のうち、①により一時保護が引き続き行われているもの等について、施設入所等の措置を採ることができることとする（同法第 31 条第 4 項）。</p> <p>④ 18 歳以上 20 歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は①により一時保護が引き続き行われているもの等について、要保護児童対策地域協議会において支援する対象とすることとする（同法第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。</p> <p>⑤ 18 歳以上 20 歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は①により一時保護が引き続き行われているもの等の保護者について、施設の長が面会等の制限等を行うことができることとする（虐待防止法第 16 条）。</p>	<p>H29.4.1</p>
<p>6 自立援助ホームの対象者の拡大</p>	<p>大学の学生等であって 20 歳に達した日から 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）を児童自立生活援助の対象とすることとする（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、第 33 条の 6 及び第 50 条の 3）。</p>	<p>H29.4.1</p>
<p>V その他の改正事項 1 児童福祉審議会に関する事項</p>	<p>① 児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとする（児童福祉法第 8 条第 6 項）。</p> <p>② 児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に属</p>	<p>H28.10.1</p>

	<p>する事項に関し、公平な判断をすることができる者であることを追加する（同法第9条）。</p>	
2 情緒障害児短期治療施設の名称変更等	<p>「情緒障害児短期治療施設」の対象を、環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童とし、その目的を社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うものとして明確化するとともに、その名称を「児童心理治療施設」とする（児童福祉法第43条の2）。</p>	H29.4.1
3 施設入所等に係る徴収金の収納事務の私人委託	<p>都道府県又は市町村の長は、施設入所等の措置等に係る徴収金の収納の事務について、私人に委託することができることとする（児童福祉法第56条第3項）。</p>	H29.4.1
4 婦人相談員の非常勤規定の削除	<p>婦人相談員を非常勤とする規定を削除する（売春防止法第35条第4項）。</p>	H29.4.1
5 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除	<p>母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第3項）。</p>	H29.4.1
6 婦人相談所長による報告又は通知	<p>① 婦人相談所長が、要保護女子であって配偶者のない女子等である者及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、都道府県知事等に報告し、又は通知することとする（売春防止法第36条の2）。</p> <p>② 都道府県知事等は、①の報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、母子保護の実施の申込みを勧奨することとする（児童福祉法第23条第4項）。</p>	H28.10.1
7 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加	<p>母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する（母子及び父子並びに寡婦福祉</p>	公布日

<p>VI 検討規定等</p>	<p>法 第 3 条の 2 第 1 項)。</p> <p>① 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 1 項）。</p> <p>② 政府は、この法律の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（第 2 条第 2 項）。</p> <p>③ 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 3 項）。</p> <p>④ 政府は、①～③のほか、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則 第 2 条第 4 項）。</p> <p>⑤ 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとする（附則第 3 条）。</p> <p>⑥ その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。</p>	<p>H29.4.1</p>
-----------------	---	----------------